

徳島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十五号

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第四十項を第四十一項とし、第三十七項から第三十九項までを一項ずつ繰り下げ、第三十六項の前の見出しを削り、同項を第三十七項とし、同項の前の見出しとして「（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例）」を付し、第三十五項を第三十六項とし、第三十二項から第三十四項までを一項ずつ繰り下げ、第三十一項の前の見出しを削り、同項を第三十二項とし、同項の前の見出しとして「（個人の均等割の税率の特例）」を付し、第三十項の次に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄）

31 法附則第六十条第一項に規定する条例で定める入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

（徳島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 徳島県税条例等の一部を改正する条例（令和元年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十項」を「第三十一項」に、「第三十一項」を「第三十二項」に、「第三十二項」を「第三十三項」に、「第三十三項」を「第三十四項」に、

「第三十五項」を「第三十六項」に、「第三十六項」を「第三十七項」に、「第三十七項」を「第三十八項」に、「第三十八項」を「第三十九項」に、「第四十項」を「第四十一項」に改める。